

2 0 2 6（令和 8）事業年度

事業計画
予算
資金計画
(変更)

原子力発電環境整備機構

事業計画

2026（令和 8）事業年度 事業計画

I 機構を取り巻く状況

2023 年 4 月に国が改定した「基本方針」¹に基づき、国、機構及び発電用原子炉設置者等は連携して、文献調査実施地域の拡大に向けた取組を強化している。

北海道寿都町及び神恵内村を対象とした文献調査において、機構は、国の「文献調査段階の評価の考え方」²に沿って「文献調査報告書」を取りまとめ、2024 年 11 月に、「最終処分法」³をはじめとする最終処分関係法令に基づき、「文献調査報告書」を公表した。以降、縦覧を実施し、寿都町及び神恵内村並びに北海道内の総合振興局及び振興局所在自治体等において報告書の記載事項を周知する説明会を開催した（計 25 回、延べ 1,517 名）。今後は、寄せられた様々な意見について、「意見の概要及び機構の見解」を取りまとめ、寿都町長、神恵内村長及び北海道知事への送付に向け、準備を進めていく。

2024 年 6 月に文献調査を開始した佐賀県玄海町においては、地域における対話活動の拠点となる玄海交流センターを 2025 年 4 月に開設するとともに、町民有志により構成される実行委員会を主体とした「対話を行う場」をこれまでに 5 回開催した。今後は、国の「文献調査段階の評価の考え方」に沿って「文献調査報告書」の取りまとめを進める。

複数の地点から最終処分に適した地点を選定し、最終処分を着実に実現するためには、文献調査の実施地域及び周辺自治体はもとより、全国での理解醸成が必要である。これを踏まえ、機構は、全国における最終処分事業への認知向上、関心喚起に向けて、幅広い層とのコミュニケーション活動や地層処分事業に関する技術的信頼性の向上のための情報発信に重点を置き、対話・広報活動を実施している。幅広い層とのコミュニケーション活動の強化策として、2025 年 9 月から、「日本中で考えよう。地層処分のこと。」をメッセージとし、テレビ、新聞、ラジオ等、様々なメディアを通じて情報発信を実施した。また、同年 11 月、若い世代を対象に、最終処分事業への理解を深めていただくことを目的としたセミナー⁴を開催した。さらに、地層処分の安全確保の考え方や技術開発成果に関する情報発信の一環として、2025 年 4 月、「10 万年以上にわたる地層処分場の安全性」の動画を公開し、また、同年 9

¹ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（2000 年 9 月閣議決定、2008 年 3 月、2015 年 5 月及び 2023 年 4 月改定）。

² 文献調査段階の評価の考え方（2023 年 11 月策定）。

³ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成 12 年法律第 117 号）。

⁴ 「地層処分セミナー in 福岡『高レベル放射性廃棄物の地層処分ってなんなの？～まず、私たちが知ることから始めよう～』」。

月、北海道札幌市において「地層処分技術を考えるシンポジウム 2025」を開催した。

2026 年 1 月には、経済産業大臣より全国の都道府県知事に対し、原子力利用に伴う課題解決に向けた協力を依頼するレター⁵が発出された。同レターでは、「住民理解の促進や立地地域との連携に取り組んでいただきたい」、「原子力利用に伴い発生する廃棄物の最終処分について、電力の消費地も含め調査地域を拡大するための国の取組をご理解いただきたい」との依頼がなされている。

さらに、そうした状況の中、国により南鳥島（東京都小笠原村）での文献調査の実施についての申入れが行われ、2026 年 4 月、南鳥島で文献調査を実施すると国の判断について、小笠原村長に受け入れていただいた。

技術分野に関しては、2023 年 3 月に国が「全体計画」⁶を定めたことを受け、機構は「地層処分事業の技術開発計画（2023 年度～2027 年度）」（以下「中期技術開発計画」という。）を策定した。これに基づき、国、関係研究機関、大学等との連携を図りながら、信頼性向上に向けた技術開発を進めている。2025 年 10 月には、神奈川県横浜市にて開催された OECD/NEA⁷ 主催の IDKM シンポジウム⁸をホスト機関として支援した。

2025 年 2 月には国の「エネルギー基本計画」⁹が閣議決定され、「GX 実現に向けた基本方針」¹⁰に記載のとおり、原子力を最大限に活用していく方針が再確認された。原子力の継続的活用に不可欠である最終処分の実現について、取組を一層強化する必要がある。

原子力を利用する世界各国に目を向けると、フィンランドでは世界で初めてとなる最終処分場「オンカロ」において安全性確認のための試験操業が開始された。その他、最終処分場の建設が開始されたスウェーデン、設置許可申請書の第三段階の技術審査の結果を公表したフランス、許認可申請が提出されたスイス、最終処分場の建設予定地の選定が完了したカナダなど、この数年間で最終処分事業の実現に向けた取組が着実に前進している。

II 2026（令和 8）事業年度の事業実施に関する基本的な考え方

最終処分事業は、国のエネルギー政策上の最重要課題の一つであり、安全性の確保を大前提としつつ、安定的かつ着実に事業を進める必要がある。概

⁵ 「全都道府県知事宛て、原子力利用に伴う課題の解決に向けた協力のお願いに関する経済産業大臣レター」
(https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/daijinletter.pdf)

⁶ 地層処分研究開発に関する全体計画（令和 5 年度～令和 9 年度）、2023 年 3 月公表。

⁷ 経済協力開発機構/原子力機関（OECD Nuclear Energy Agency）の略称。

⁸ Symposium on Information, Data and Knowledge Management for Radioactive Waste: Challenges Across All Timescales の略称。

⁹ 「第 7 次エネルギー基本計画」（2025 年 2 月閣議決定）。

¹⁰ GX 実現に向けた基本方針～今後 10 年を見据えたロードマップ～（2023 年 2 月閣議決定）。

要調査地区等の選定を円滑に進めていくためには、関係住民の理解と協力を得ること及びその前提として国民の理解と協力を得ることが極めて重要である。最終処分事業の実現は持続可能な社会の発展に資するものであり、それに貢献する地域に対し、敬意や感謝の念を持つとともに、最終処分事業と地域との共生に必要な方策や地域の将来像の検討に協力していく必要がある。また、地層処分の技術的信頼性が国民に十分共有されることが重要である。

寿都町及び神恵内村における文献調査については、報告書に寄せられた意見書について、「意見の概要及び機構の見解」を取りまとめ、寿都町長、神恵内村長及び北海道知事への送付に向け、準備を進めていく。あわせて、機構は、両町村及び北海道はもとより周辺の関係自治体からの問合せ等への対応を引き続き、丁寧に行っていく。また、両町村及びその周辺地域等において「文献調査報告書」に関する理解を深めていただけるよう、対話・広報活動の一層の充実を図る。

玄海町では、文献調査は対話活動の一環であるとの考えのもと、自治体等と連携し、「対話を行う場」の運営支援、玄海町及び周辺自治体の方々への説明等、交流センターを拠点とした地域での対話・広報活動を継続するとともに、「文献調査段階の評価の考え方」に沿って「文献調査報告書」の取りまとめを進める。報告書の取りまとめ後は、最終処分関係法令に基づき、玄海町長及び佐賀県知事への送付、公告・縦覧の上、報告書に関する説明会を実施する。

南鳥島（東京都小笠原村）を対象とした文献調査については、「文献調査計画書」を取りまとめ、同計画に基づく調査に着手する。また、自治体と協議の上、地域での対話・広報活動を進める。

なお、新たな地域で文献調査を開始することになった場合は、「文献調査計画書」を作成の上、調査に着手するとともに、地域での対話・広報活動を進める。

対話・広報活動については、最終処分に関する国民の理解促進を図り、事業を円滑に進めていけるよう、全国での対話・広報活動の強化を図る。

「対話型全国説明会」¹¹や各種メディアを活用した広報を強化しつつ、寿都町、神恵内村、玄海町及び南鳥島（東京都小笠原村）での文献調査と対話活動の状況に関する理解促進を図ることで、全国の方々に最終処分事業に関する認知や理解を高めていただく。そして、関心を持っていた自治体や経済団体等に対しては、最終処分事業を地域の持続的発展に向けた選択肢の一つとして考えていただけるよう、地域の将来像を検討する上で一助となるような情報提供を行うとともに、最終処分事業に関する理解の促進を図る。

¹¹ 高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する対話型全国説明会の略称。

さらに、地層処分事業を適切に進めていくために、地層処分の安全確保の考え方や技術開発成果に関する情報発信を強化し、地層処分の技術的信頼性に関する評価が国民の方々へ十分には共有されていない状況を解消していく。

技術開発については、国の「全体計画」及び「包括的技術報告書」の国際レビューで示された提言等を踏まえて策定した「中期技術開発計画」に沿って、国内外の関係機関との共同研究や知見の共有等を通じた連携の強化を図りながら、計画的な技術開発を進めていく。

組織運営については、事業活動を公正かつ適切に運営し、着実に推進していくため、PDCAを通じた業務改善や部門間の緊密な連携を徹底する。また、事業の進展を見据えた組織体制の検討や整備を行うとともに、必要となる人材の確保と育成を進める。

機構は、このような基本的考え方に基づき、最終処分法に従い、2026（令和 8）事業年度における事業計画（以下「本計画」という。）を、「文献調査」、「対話・広報活動」、「技術開発」及び「組織運営」の各分野について以下のとおり定めるものとする。

なお、事業の進展に伴い必要となる場合は、本計画を変更するものとする。

Ⅲ 文献調査

（2025 事業年度の事業活動）

※2026 年 2 月 21 日時点における事業活動を記載。以降の各項目においても同様

1. 寿都町及び神恵内村を対象とした文献調査の着実な実施及び北海道内における対話・広報活動の充実

（1）文献調査の着実な実施と「文献調査報告書」の地域への説明

「文献調査報告書」の記載事項を周知する説明会にて寄せられた全ての質問等に対する機構と国の回答の公表を 2025 年 3 月に完了した。その回答を踏まえた意見をいただく期間を十分に設けるため、報告書の縦覧期間及び意見書の募集期間を 1 ヶ月程度延長した。2025 年 4 月に意見募集を終了し、寄せられた様々な意見に対して、法令に基づき「意見の概要及び機構の見解」を取りまとめている。

（2）寿都・神恵内両交流センターを中心とした地域との対話活動

寿都町及び神恵内村の方々に、最終処分事業や文献調査に関する理解を深めていただくため、「対話の場」など、様々な機会を捉えて「文献調査報告

書」の記載事項を周知する説明会の開催結果等についてお知らせした。また、地域の方々からいただいた意見や要望に応じて関連施設見学会等を実施した。

寿都町においては、中学校及び高等学校で「原子力発電、原子燃料サイクル」「地層処分事業について」等の講義を実施した。また、より多くの地域の方々に交流センターを活用いただくため、講義の中で交流センター2階「交流室」の紹介を盛り込んだ。さらに、2025年5月に初めて「全戸訪問」を実施し、町民の方々へ文献調査に協力いただいたことへの感謝を伝えるとともに、機構や最終処分事業への考え等を伺った。

神恵内村においては、第21回「対話の場」を開催し、機構から「文献調査報告書」の記載事項を周知する説明会の開催結果及び説明会での質疑応答内容等について説明を行い、あわせて、「第22回『対話の場』の進め方についてのご意見・ご要望」をテーマとした意見交換を行った。また、次世代層への理解促進を目的とした小中学生向けの勉強会を開催し、村内の中学生による関連施設の見学及び機構本部における勉強会の成果発表会を開催した。さらに、高齢者層へのアプローチとして、生涯学習団体に対し事業概要説明を実施した。

寿都・神恵内両交流センターの職員は、地域の行事に積極的に参加し、地域の方々との交流の輪を広げた。

(3) 周辺地域及び北海道内での情報発信

地層処分や文献調査について知っていただけるよう、寿都町及び神恵内村の周辺地域の自治体担当窓口等に対し、最終処分事業に関する情報を継続的に提供した。また、文献調査対象地区だけでなく北海道内全域での理解促進・連携強化を図るため、寿都町及び神恵内村の周辺自治体はもとより、札幌市とその周辺自治体や北海道内の経済諸団体への訪問や情報提供に積極的に取り組んだ。

さらに、北海道内における広報活動として、テレビCM、新聞、ラジオCM、交通広告、ウェブ広告等による情報発信を実施したほか、多くの方が来場されるイベントに地層処分展示車「ジオ・ラボ号」¹²等を活用した広報ブースを出展した。

あわせて、北海道内のみならず全国的な理解醸成を目指し、全国各地で開催する「対話型全国説明会」等、様々な機会を捉えて、寿都町及び神恵内村の文献調査報告書の内容等について情報発信を行った。

¹² 地層処分展示車「ジオ・ラボ号」とは、処分場のイメージや地下深くの地層の特性を映像や壁面展示にて伝える車両を指す。

2. 玄海町を対象とした文献調査の着実な実施及び佐賀県域における対話・広報活動の実施

(1) 文献調査の確実な実施と「文献調査計画書」の地域への説明

文献調査に関しては、玄海町やその周辺地域に関する地質図や学術論文等の必要な文献・データの収集及び整理を終了し、情報の読み解きや避ける場所の基準に基づいた評価、技術的観点及び経済社会的観点からの検討に着手した。

また、調査のプロセス等の透明性を確保することで、地域の方々の理解と協力を得て文献調査を円滑に進めていけるよう、玄海町や地元関係者に対し、文献調査の内容及び進捗状況について説明した。

(2) 玄海交流センターを中心とした地域との対話活動

「文献調査計画書」の取りまとめ以降、玄海町、佐賀県及びその周辺自治体へ文献調査の進め方や進捗状況等に関する説明を積極的に実施するとともに、地区区長会や地元団体等を通じて町民の方々との対話活動を継続して行った。2025 年 4 月、地域における対話活動の拠点となる玄海交流センターを開設した。

「対話を行う場」については、町民有志により構成される実行委員会が設置され、2025 年 4 月に開催した第 1 回から、計 4 回の「対話を行う場」が開催された。機構は運営に係る事務補助を担当し、最終処分事業の概要や文献調査の進捗状況等について情報提供を行うとともに、グループ討議では参加者の疑問に丁寧に回答した。開催結果をお知らせするために「NUMO 玄海交流センターだより」を作成して町民に配布するとともに、機構ホームページに当日の配布資料や動画とあわせて公開した。さらに、地元ケーブルテレビでも録画映像を放映する等、「対話を行う場」に参加されていない方々へも広く最終処分事業について知っていただく取組を行った。

また、次世代層にも最終処分事業を知っていただく機会として、玄海町主催「中学生夏休みエネルギー体験ツアー」で上京した中学生に対し、機構本部にて地層処分についての講義や文献調査の調査方法等についての説明を実施した。

玄海交流センターにおいては、地域の方々からいただいた意見や要望に応じて関連施設見学会や説明会を実施した。

また、地元で開催された「玄海町産業文化祭」にジオ・ラボ号を用いた広報ブースを出展する等、最終処分事業や機構の取組への関心喚起、理解促進を図るとともに、地域の方々との交流の輪を広げた。

(3) 周辺地域及び佐賀県内での情報発信

地層処分や文献調査について知っていただけるよう、佐賀県及び周辺地域の自治体担当窓口等に対し、北海道の状況や玄海町での文献調査に関する情報を継続的に提供した。さらに、周辺地域及び佐賀県内における広報活動として、テレビCM、新聞広告等による情報発信を実施した。

また、玄海交流センターの認知度向上や、さらなる交流機会の創出に向けて、地元の発電用原子炉設置者と協力し、同地域の発電所への見学者を交流センターへ案内し、機構の事業概要に関する説明を実施した。

あわせて、佐賀県内のみならず全国的な理解醸成を目指し、全国各地で開催する「対話型全国説明会」等、様々な機会を捉えて、寿都町及び神恵内村の文献調査報告書の内容等について情報発信を行った。

(2026 事業年度の事業計画)

1. 寿都町及び神恵内村を対象とした文献調査の着実な実施及び北海道内における対話・広報活動の充実

(1) 文献調査の着実な実施

「文献調査報告書」の縦覧に係る意見募集で寄せられた様々な意見に対して、法令に基づき「意見の概要及び機構の見解」の取りまとめを進めていき、いただいた意見に配慮しながら、「概要調査地区」の選定に向けた取組を行う。

(2) 寿都・神恵内両交流センターを中心とした地域との対話活動

寿都・神恵内両交流センターを拠点として、「幅広い層へのコミュニケーション」活動を深化させる。地域の方々からの様々な問合せにきめ細かく対応できるよう、「対話の場」や各種勉強会を実施するとともに、地域行事への参加等を通じて地域の方々との交流を図っていく。

また、地域の方々の声に耳を傾け、「地域対話の基本的な検討に向けた留意事項集」¹³で提案のあった、多面的な情報提供に配慮することや、全戸訪問や各種団体及び会合等での勉強会、次世代層への説明等の取組も進めていく。さらに、地域からの要望に応じて、地域振興等に関する機構外部の知見も活用の上、地域が抱える課題について、情報提供や課題解決に向けた検討の支援を行う。

¹³ 地域対話の基本的な検討に向けた留意事項集（2025年3月公表）。北海道寿都町及び神恵内村の住民の方々への「対話の場」等の振り返りインタビューを通じて得られた知見から、地域対話の基本的な検討の際の留意事項をとりまとめたもの。

(3) 周辺地域及び北海道内での情報発信

寿都町及び神恵内村の周辺地域や北海道内の自治体、経済団体等に対し、丁寧な情報提供を実施する。

北海道内のより多くの方々に最終処分事業における処分地選定プロセスや「文献調査報告書」の記載事項等について理解を深めていただけるよう、事業の進展を踏まえつつ、地域イベントでの広報ブース出展やジオ・ラボ号の出展、出前授業を実施していく。また、テレビや新聞、ラジオ、交通広告、ウェブ等での広告等による情報発信を継続する。さらに、オウンドメディアによる情報発信の実施や、報道機関への対応を丁寧に行っていく。

また、全国の方々にも北海道の状況を知っていただき、最終処分事業への理解が全国的に深まるよう、引き続き、北海道全域はもとより全国においても対話・広報活動を積極的に展開する。

2. 玄海町を対象とした文献調査の着実な実施及び佐賀県内及び周辺地域における対話・広報活動の実施

(1) 文献調査の着実な実施と「文献調査報告書」の地域への説明

「文献調査段階の評価の考え方」に沿って「文献調査報告書」を作成し、取りまとめる。報告書の取りまとめ後は、報告書等の玄海町長及び佐賀県知事への送付を行うとともに、関係自治体の意見・要請を踏まえつつ、公告・縦覧、報告書の記載事項を周知するための説明会、意見書の受領等、法令に定められた手続を実施する。法定説明会等については、最終処分事業や文献調査の結果について広くお伝えすることができる貴重な機会と捉え、分かりやすく、丁寧な説明を徹底する。

(2) 玄海交流センターを中心とした地域との対話活動

玄海町の方々に最終処分事業や文献調査への理解を深めていただくために、実行委員会による「対話を行う場」の運営を、玄海町や場の進行役であるファシリテーター等と連携しながら支援していく。また、玄海町の協力も仰ぎながら、地域特性等も考慮し、最終処分事業の必要性、安全確保の考え方を機構から継続的に説明するとともに、質疑応答にも丁寧に対応していく。

「対話を行う場」の開催概要等については、参加されていない方にも情報をお伝えできるよう、地元ケーブルテレビによる放映、機構ホームページへの資料掲載等を通じて、地域の皆さまへの情報発信を継続する。また、玄海町と連携の上、玄海交流センターを中心としたきめ細かな対話活動を実施する。「地域対話の基本的な検討に向けた留意事項集」を踏まえ、地域の方々

の意見に寄り添いながら、最終処分事業を広く知っていただく機会として関連施設見学会の実施や、区長会役員会や各種団体の会合の場などあらゆる機会を捉え、最終処分事業や文献調査に関する理解促進に向けた勉強会等の開催に積極的に取り組んでいく。あわせて、玄海町の方々との交流を深めるべく、地域イベントや地域活動へ参加していく。

(3) 佐賀県内及び周辺地域での情報発信

佐賀県内及び周辺地域において、文献調査の進捗状況等について、丁寧な情報提供を実施する。また、玄海交流センターにおける、さらなる交流機会の創出に向けて、引き続き地元の発電用原子炉設置者と協力していく。

佐賀県内及び周辺地域のより多くの方に、最終処分事業における処分地選定プロセスや「文献調査報告書」の内容等について理解を深めていただけるよう、事業の進展を踏まえつつ、地域イベントでの広報ブース出展やジオ・ラボ号の出展、出前授業等により、対話・広報活動に取り組むとともに、テレビや新聞等での広告掲載、オウンドメディアによる情報発信を実施する。さらに、報道機関への対応を丁寧に行っていく。

また、全国の方々にも佐賀県の状態を知っていただき、最終処分事業への理解が全国的に深まるよう、引き続き、佐賀県全域はもとより全国においても対話・広報活動を積極的に展開する。

3. 南鳥島（東京都小笠原村）を対象とした文献調査及び対話・広報活動の実施

(1) 文献調査の着実な実施

ア. 「文献調査計画書」の提示、調査の実施

調査の手順、収集する文献、評価のまとめ方等を「文献調査計画書」として取りまとめ、小笠原村の皆さまに丁寧に説明しながら、文献調査を実施していく。

調査に当たっては、「文献調査段階の評価の考え方」に従い、南鳥島やその周辺海域に関する地質図や学術論文等の必要な文献・データを収集し、地震・活断層、噴火、鉱物資源などの最終処分法で定められた要件に対応した項目及び地熱資源について、避ける場所の基準に基づいて評価する。また、地層や岩体、断層などの分布や地質環境特性を調査する技術的観点からの検討及び土地の利用制限などの経済社会的観点からの検討を進める。

(2) 小笠原村における対話活動

ア. 中立性のある開かれた「対話を行う場」の創設

地域の皆さまに機構からの継続的な説明や質疑応答を通じて地層処分事業への理解を深めていただくとともに、地域の将来像等も含め活発な意見交換等を実施していただけるよう、自治体と協議の上、地域の要望を踏まえ、中立性のある開かれた「対話を行う場」の創設等を検討する。

イ. 小笠原村における対話・交流活動

機構の事業活動について理解を深めていただけるよう、小笠原村において、きめ細かな対話・交流活動を実施する。具体的には、地域の皆さまの意見を伺いながら、要望や地域事情を踏まえた地域イベントへの参加や広報広聴イベントの開催等により、「幅広い層へのコミュニケーション」を深めていく。また、現地活動拠点の開設についても、自治体と協議の上、検討する。

ウ. 文献調査の内容等に関する地域への説明

文献調査を円滑に進めていくためには、地域の皆さまの理解と協力を得ることが重要であり、調査のプロセス等の透明性を確保することが必要となる。小笠原村長から経済産業大臣への回答文書において示された要請事項等も踏まえ、地域における対話・交流活動や、第三者としての専門家等を交えた説明・議論の場を設けること等を通じ、地域の皆さまに文献調査の内容や進捗状況等を分かりやすく説明するとともに、その際に頂いた質問・疑問等に対しては、機構内で連携の上、的確に対応する。

エ. 東京都内を含む全国への情報発信

東京都内を含む全国において、地層処分事業や機構の取組みへの関心を高め、理解を深めていただけるよう、機構が行う事業活動等に関する情報を遅滞なく、分かりやすく発信する。また、小笠原村長から経済産業大臣への回答文書において示された要請事項等も踏まえ、国と連携し、全国に向けて、分かりやすく正確な情報を発信する。

IV 対話・広報活動

(2025 事業年度の事業活動)

1. 最終処分事業への全国的な関心喚起に向けた多様な対話・広報活動の実施

全国における最終処分事業への認知向上、関心喚起に向けて、幅広い層へのコミュニケーション活動や地層処分事業に関する技術的信頼性の向上のための情報発信に重点を置き、対話・広報活動を実施した。

全国的なコミュニケーション活動として、ジオ・ラボ号を活用し、電力の大消費地を中心に、各地の科学館等が主催するイベントやショッピングモール等に広報ブースを出展した。加えて、大規模な環境イベントである「エコプロ 2025」や「E X P O 2025 大阪・関西万博」等に出展し、SDG s¹⁴と最終処分事業の関わりについて訴求した。全国各地で「対話型全国説明会」を継続的に開催したほか、その機会を利用して、全国の自治体、経済団体、報道機関等を訪問し、開催趣旨や最終処分事業の概要等について説明した。また、文献調査実施地域の拡大に向けて、国及び発電用原子炉設置者との合同チームによる全国各地の自治体等への個別訪問を実施し、最終処分事業や文献調査の状況等について情報提供を行った。

幅広い層を対象とした活動として、ターゲット層に応じて多様な手段を用いた情報発信を実施した。具体的には、テレビCM、新聞広告、交通広告、ラジオ広告のほか、若年層や現役世代の閲覧率が高いメディアへのタイアップ広告の展開、バナー広告による機構ホームページへの誘導、オウンドメディア「シン・ちか通信」¹⁵による地層処分に関するトピックスや各部署の取組の発信、機構ホームページや Facebook（フェイスブック）及び Instagram（インスタグラム）等のSNSを通じて情報発信した。2025 年 9 月からは日本全国の幅広い層を対象に「日本中で考えよう。地層処分のこと。」をメッセージとして、テレビCMをはじめとした様々なメディアによる情報発信を行うとともに、対話活動を強化した。

また、最終処分事業について「知りたい」「学びたい」という学習団体や教育関係者、地域オピニオンリーダー等の方々に対しては、勉強会や施設見学会、地域間の交流活動等、多様な取組を支援した。さらに、地層処分や学習支援事業を紹介するフラッパー（折り畳み式のカード）を出前授業等にて配布することで、参加された方々を通じて、より幅広い層へ地層処分や学習支援事業に関する認知が広がるよう取り組んだ。

特に次世代層を対象とした活動については、最終処分事業について深く学んでいただくため、学校の授業で高レベル放射性廃棄物の地層処分をとりあげていただけるよう、全国の教育関係者を対象とした授業研究支援を実施した。教員から要請をいただいた場合は、機構職員を派遣して最終処分に関する出前授業を行った。支援先の拡大を目指し、教育関係者を対象とした施設

¹⁴ Sustainable Development Goals の略称。

¹⁵ シン・ちか通信（2023 年 6 月創刊）。高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する主要なトピックスのほか、各部署での取組や技術開発に関する情報を発信。

見学会、教育関連学会での情報提供を行った。また、福岡県福岡市において次世代層を対象とした「地層処分セミナーin 福岡『高レベル放射性廃棄物の地層処分ってなんなの？～まず、私たちが知ることから始めよう～』」を開催した。

技術情報に関する情報発信として、最終処分事業に関する機構の技術開発に関する論文発表や技術報告書公表等の成果を、機構ホームページで発信した。また、国際的に地層処分技術が実用段階にあること、日本での地層処分の実現可能性及び日本の地層処分技術の成熟度をテーマとした「地層処分技術を考えるシンポジウム 2025」を実施した。

報道関係者に対しては、事実に基づく報道につながるよう、プレスリリース等を通じた継続的な情報発信に加え、取材や公表内容等に対する問合せに丁寧に対応した。また、各社の新規担当記者等を対象に最終処分事業に関する勉強会や論説委員との意見交換を実施した。

2. 対話・広報活動に係るマネジメントの強化

対話・広報活動における機構職員の応対品質を向上するため、コミュニケーションスキル、業務知識、ノウハウの習得のための研修や勉強会を実施した。なお、「対話型全国説明会」の運営については、最終処分事業に関する丁寧な説明と対話を重視し、参加者からより多くの質疑が得られるようにしたほか、グループ質疑に対応する職員全員を対象として、本番を想定したロールプレイング研修を事前に実施した。

広報イベントの安全な開催のために、全てのイベント会場で実施日ごとの安全衛生等に関する留意事項をスタッフ全員に共有し意識高揚を図ったほか、委託業者とともに消火訓練を実施した。

最終処分事業の社会的側面に関する研究支援については、第 3 回の研究支援事業で採択された 7 件の研究の途中経過が、中間報告会で報告された。

(2026 事業年度の事業計画)

1. 最終処分事業への全国的な関心喚起に向けた多様な対話・広報活動の実施

(1) 対話活動

ア. イベント出展

電力の大消費地を中心に、ジオ・ラボ号を有効に活用し、各地の科学館等が主催するイベントやショッピングモール等を中心に広報ブースを出展する。加えて、SDGs と最終処分事業の関わりについて訴求するため、「エコプロ 2026」をはじめとした大規模な環境イベントへの出展を継続・拡大していく。

イ. 対話型全国説明会

全国のできるだけ多くの地域で最終処分事業への関心を高め、理解を深めていただけるよう、「対話型全国説明会」を開催する。説明会においては、地層処分の必要性、リスクと安全確保、調査の状況等について、適宜情報を更新しつつ説明する。

開催告知については、より多くの方々に参加いただけるよう、世代ごとの特徴を踏まえた多様な媒体（新聞、ウェブ広告、SNSによる情報発信、会場周辺の住宅へのポスティング等）を用いる。また、開催効果を高めるために、運営方法等について継続的に検討し、改善策を講じる。

ウ. シンポジウム

社会の関心を踏まえたシンポジウムの開催を継続し、幅広い層の方々に最終処分事業を自分ごととして捉えていただけるようSNSの活用等の工夫をしながら分かりやすい情報提供を行うことで、最終処分事業に対する関心喚起と理解促進を図る。

エ. 学習支援

最終処分事業について「知りたい」「学びたい」という関心を持つ学習団体や教育関係者、地域オピニオンリーダー等の方々への学習機会の提供等の支援を継続する。

選択型・自主型学習支援事業においては、最終処分事業への理解の深化につながるよう、最新の事業状況等に関する情報提供に取り組んでいく。

また、教育現場において高レベル放射性廃棄物の地層処分を授業で扱っていただき、次世代層にも地層処分について考えていただけるよう、地層処分をテーマとした授業研究支援や出前授業を実施しつつ、教育関連学会や研究会等との連携を強化していく。また、日本のエネルギー事業について理解していただく中で最終処分事業への関心も高めていただけるよう、発電用原子炉設置者や関係団体と連携した授業等を実施する。

学習団体と授業研究支援団体の交流や団体同士の交流学习等を一層推進し、学習団体の活動の活性化を図る。

オ. 訪問・対話

文献調査実施地域の拡大に向けて、国が主導する発電用原子炉設置者及び機構協働の合同チームによる全国各地の自治体や経済団体等への訪問を継続し、最終処分事業や文献調査の状況等について情報提供を行う。

関心を持っていただいた自治体や経済団体等に対しては、勉強会や施設見学会の実施を通じて理解の促進を図るとともに、地域の将来像を検討する上で一助となるような情報提供を行う。

(2) 広報活動

早期の新たな地域における文献調査の開始や、概要調査地区等の選定に向け、関係住民及び国民の理解と協力を得ることを目指し、全国のできるだけ多くの地域で最終処分事業への関心を高め、理解を深めていただけるよう、ターゲット層に応じて、テレビ、新聞、ウェブ媒体のほか、交通広告等の多様な手段を活用し、情報発信を強化する。

また、機構ホームページ、SNS、広報誌「シン・ちか通信」等を活用し、最終処分事業に関するトピックスや機構の各部署での取組をタイムリーに発信する。

さらに、機構の技術開発成果や地層処分技術に関する技術的信頼性について、機構ホームページ等、各種ツールを活用して発信する。加えて、外部専門家による最終処分事業の技術的観点でのインタビュー記事も発信する。

広報活動をより効果的に実施するため、イベント出展に使用するツールや広報コンテンツ等について、反響調査の結果や専門家の意見等を踏まえた検討を行い、継続的に改善する。

(3) 報道対応

報道関係者に事実に基づいた報道をしていただくために、プレスリリースを通じて最終処分事業に関する情報発信を継続的に実施するとともに、問合せに丁寧に対応する。また、報道各社の記者との勉強会や論説委員との意見交換会を継続して実施する。

2. 対話・広報活動に係るマネジメントの強化

(1) 対話・広報活動を効果的、効率的に実施するためのマネジメント強化

「対話型全国説明会」や個別訪問等の対話・広報活動において従来以上に分かりやすい説明を実施できるよう、来場者等の意見も踏まえ、説明資料や活動手法を絶えず改善する。

広報イベント等の各種イベントに関しては、全体統括者が適切に現場を運営し、来場者の安全管理等を実施する。

「広報活動に係る意識調査」を実施し、最終処分事業に関する国民の意識等を分析の上、今後の活動に活用する。

(2) 対話・広報活動を強化するための人材育成及び体制整備

全国各地及び個別地域における対話・広報活動での応対品質を向上させるため、プレゼンテーション研修や対話力向上研修、ロールプレイング研修を実施する。業務関連知識の伝承に向けては、日常業務におけるOJTや勉強会等による人材育成を継続的に実施する。こうした研修等により育成した職員を積極的に「対話型全国説明会」等に登用する。

文献調査の対象となっている自治体等における地域対応業務を継続的に進めるため、中長期の事業進展を見据えた機構職員の育成や配置を行う。

(3) 最終処分事業の社会的側面に関する研究への支援

最終処分事業の社会的側面に関する調査研究を支援する。支援に当たっては、外部有識者へのヒアリング結果等を踏まえ、研究の自律性及び事業の公正性を確保の上で実施する。

V 技術開発

(2025 事業年度事業活動)

1. 計画的な技術開発の推進

国の「全体計画」、2022 事業年度までの技術開発成果、「包括的技術報告書」の国際レビューで示された提言、規制動向等を考慮して策定した「中期技術開発計画」に基づき、地質環境の調査と評価に関する技術、処分場の設計と工学技術、処分場閉鎖後の長期安全性の評価技術に関する技術開発を進めた。技術開発を進めるにあたっては、国、国内関係研究機関及び大学等との共同研究等を通じて緊密な連携を図るとともに、最終処分の実現は原子力を利用する全ての国の共通の目標であることから、同じ目標掲げる海外実施主体との研究協力や国際共同プロジェクトへの参加による国際協力を推進した。

2. 技術マネジメントの強化

最終処分事業を着実に進めていくため、技術開発を推進するプロジェクト統括管理能力の向上、人材育成、体制整備等による技術マネジメントの強化を図った。

一般の方々に向けて、地層処分の長期安全性をどのように確保するのかなどを分かりやすく伝えるため、情報発信の取組を継続するとともに、より一層の理解を深めていただくことを目的に「地層処分技術を考えるシンポジウム 2025」を開催した。

国際連携及び国際貢献においては、地層処分関連プロジェクトに関する OECD/NEA や IAEA¹⁶ の専門家会合等への出席に加えて、諸外国との情報交換、共同研究、国際共同プロジェクトなど国際活動の推進を通じて、技術力向上や国際貢献などを図った。また、神奈川県横浜市にて開催された OECD/NEA 主催の「Symposium on Information, Data and Knowledge Management for Radioactive Waste: Challenges Across All Timescales」をホスト機関として支援するとともに、データマネジメントシステムの概要等について、機構の取組を発信した。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センター（以下「JAEA 幌延深地層研究センター」という。）の地下研究施設を活用した幌延国際共同プロジェクトに継続して参加し、2024 事業年度までに取り組んだ成果に関する報告書の作成、公表に貢献した。

（2026 事業年度の事業計画）

1. 計画的な技術開発の推進

地層処分の安全性について社会の方々から理解を得ていくため、また、最終処分事業の実施主体として信頼され得る技術的能力を維持し向上するため、「中期技術開発計画」に基づき、関係研究機関と密接に連携した上で、技術開発を進める。技術開発に当たっては、（１）地質環境の調査と評価に関する技術の高度化、（２）処分場の設計と工学技術の体系的な整備、（３）処分場閉鎖後の長期安全性の評価技術の高度化により、最終処分事業の安全な実施、経済性及び効率性の向上等を目的に技術開発を進める。

この際、機構は、最終処分事業の実施主体として、「長期技術展開図（技術開発ロードマップ）」を取りまとめ、地層処分に関する技術開発全体を俯瞰しつつ、最終処分事業を推進するための技術マネジメント能力の向上を図る。また、技術的信頼性の向上に向け、技術開発成果の品質管理に係る取組を行うとともに、アカデミアへの情報発信を通じて地層処分に関する共通理解を促進する。そして、人材の確保及び育成、国際連携及び国際貢献などにも取り組みながら、効果的かつ効率的に技術開発を進める。

（１）地質環境の調査と評価に関する技術の高度化

地質環境の調査と評価に関する技術については、地層処分に適した処分場の選定及び地質環境特性の評価を目的に、以下の技術開発を継続的に進める。

地質環境の長期的安定性に影響を及ぼす可能性のある自然現象やその影響を踏まえて、サイトの特徴や条件等を考慮した調査技術や評価技術を選択で

¹⁶ 国際原子力機関（International Atomic Energy Agency）の略称。

きるよう、国内外の専門家との協働作業を通じて、科学的知見に基づく最先端技術のサイト調査への適用の妥当性を確認していく。具体的には、サイト調査に基づき把握した、過去から現在に至るまでの自然現象に関する変動傾向の特徴とその継続性を踏まえて、火山活動や断層活動などの将来の発生可能性や、それが発生した場合に地質環境に与える影響を評価する技術を高度化する。加えて、長期にわたる地形や気候、海水準変動等に伴う地質環境特性の時間的及び空間的な変化を表現できる現実的な地質環境モデルを構築する技術の高度化を図る。

実際にサイト調査を行っていくことを見据え、日本の多様な地質環境に対して、物理探査やボーリング調査、地下水等のモニタリング、ボーリング孔の最終的な閉塞といった一連の業務を的確に実施できるよう、各々の調査技術の高度化を図る。このうち、モニタリングについては、レーザー光を用いた地下水の水質モニタリングに関する基礎技術を有する東京大学や断層及びその周辺の水理・力学場のモニタリングに関する解析・測定技術を有するLBNL¹⁷との共同研究を実施し、それぞれのモニタリング技術に関する適用性確認を進める。また、ボーリング孔の閉塞については、ボーリング孔の閉塞に必要な資機材の整備やその資機材の妥当性や適用性を確認するために、同様の技術課題を有するNagra¹⁸と共同で研究用ボーリング孔を用いた実証試験等を実施する。さらに、サイト調査により得られるデータ・情報をより汎用的かつ継続的に利用するため地質環境データベースシステムの整備を継続する。

上記の技術開発を進める上で必要となる地質環境に関する科学的知見や国内の地質情報をより合理的かつ体系的に収集するため、引き続き分野横断的に関係機関との連携強化を図っていく。

(2) 処分場の設計と工学技術の体系的な整備

最新の科学的知見に基づいて、地層処分の安全確保において重要な人工バリアの安全機能について、その信頼性を向上させること、及び、人工バリアをはじめとする処分場の建設、操業技術について統合的な工学システムとしての成立性を確認することを目的に、技術開発を継続して進める。

具体的には、金属製処分容器¹⁹に用いる炭素鋼や銅などの腐食特性の理解に基づいて、処分容器の長期腐食寿命を評価するための技術課題について、公益社団法人腐食防食学会に設置する「長期腐食寿命評価技術検討委員会」

¹⁷ ローレンス・バークレー国立研究所 (Lawrence Berkeley National Laboratory) (米国) の略称。

¹⁸ 放射性廃棄物管理共同組合 (Nationale Genossenschaft für die Lagerung radioaktiver Abfälle) (スイスの放射性廃棄物処分の実施主体)。

¹⁹ 金属製処分容器とは、ガラス固化体のオーバーパック及びTRU等廃棄物の廃棄体パッケージ容器を指す。

や国際協力を活用して検討する。また、緩衝材の主原料となるベントナイトの材料を安定的に調達できるよう、低透水性、収着能、微生物腐食防止能などの性能を確認した上で、鉱物組成や粒度組成の異なる複数種の材料について、緩衝材への適用性評価を推進する。

人工バリアの施工技術に関して、摩擦攪拌接合技術を用いたオーバーパック蓋接合の効率化と高品質化に取り組む。また、緩衝材の施工技術に関して、海外の先進技術の調査と横置き・PEM方式への適用性の評価に取り組む。坑道の施工技術については、湧水対策、小断面坑道の施工、建設、操業技術の遠隔操作化と自動化、回収可能性の維持などの諸課題の解決策について土木工学の専門家からなる委員会にて検討を進める。さらには、地下施設の設計に対する信頼性の向上及び操業安全性の確保の観点から坑道の耐震性評価手法の検討にも取り組む。

(3) 処分場閉鎖後の長期安全性の評価技術の高度化

処分場閉鎖後の長期安全性について、最新の科学的知見の適切な反映や不確実性に対する合理的な保守性の設定などにより、処分場の閉鎖後における安全評価のシナリオ構築、これに基づく核種移行解析に係るモデル構築やデータセット設定について、信頼性向上や効率化を目的に、以下の技術開発に取り組む。

安全評価のシナリオ構築に関しては、処分場のT-H-M-C状態²⁰の時間的変遷の評価手法、これを考慮した廃棄体から生活圏までに至る核種移行挙動に係る評価手法を整備する。JAEAとの共同研究における長期室内試験データ取得や、Nagraとの国際共同プロジェクトにおける原位置試験データ取得等を継続し、得られたデータを用いて評価手法の検証や妥当性確認、高度化を進める。また、大学との社会連携講座を活用し、T-H-M-C状態を評価するための現象解析技術について、複数の現象解析コードの比較による検証データの蓄積に取り組む。あわせて、当該技術の課題である計算負荷の低減に向けて、機械学習等を利用した技術開発にも取り組む。さらに、処分場の状態変遷や核種移行挙動を記述した安全評価シナリオについて、大規模言語モデル等を活用し、日々増加する膨大な科学的知見に対する網羅性を効率的かつ着実に確認する手法を検討する。

核種移行解析モデルの構築に関しては、これに必要となる地下水流動解析及び物質移行解析モデルの妥当性を確認する手法の整備を進める。さらに、廃棄体から生活圏に至る広域スケールでの大規模な物質移行解析について、

²⁰ 熱的 (T) - 水理学的 (H) - 力学的 (M) - 化学的 (C) 状態。

これまでの処分場閉鎖後のニアフィールド²¹におけるT-H-M-C状態や地質環境の時間的変遷に関する情報を反映した上で、機械学習を利用して高速に処理する技術の整備を進める。

核種移行解析に係るデータセットについては、JAEAとの共同研究等を通じて、溶解度、収着分配係数、拡散係数等のパラメータを設定するための基盤となるデータの拡充とデータベースを整備する。あわせて、地質環境の調査結果を踏まえた特定の地質環境条件におけるこれらパラメータの適切な設定手法を構築する。

2. 技術マネジメントの強化

(1) 概要調査を想定した取組

概要調査開始の可能性を踏まえ、概要調査の進め方や調査結果に対する評価の考え方、実施体制など概要調査の計画に関して体系的に検討する。また、調査に必要な資機材等の確保について検討し、計画的に準備していく。

概要調査における現場作業の安全管理及び調査データ・評価結果の品質管理に関して検討する。

(2) 国際連携及び国際貢献の着実な推進

諸外国の機関との共同研究や国際共同プロジェクトを通じて、引き続き、海外の最新知見を反映した技術開発の推進と人材育成を行う。

また、OECD/NEA、IAEA、EDRAM²²等が主催する会合やワーキンググループ活動に引き続き参画し、最終処分事業に関する国際動向を継続的に把握するとともに、機構の経験等を共有し国際貢献に努める。

技術開発成果については、国際会議での発表や意見交換を通じて、地層処分の技術的信頼性を国際レベルで確認していく。

(3) 技術情報の発信

地層処分の技術的信頼性について広く社会の方々に理解していただけるよう、情報発信に継続して取り組む。

これまでの技術開発成果を、機構のホームページへの掲載、技術報告書の公表、各種学会での発表や論文投稿などの様々な手段を通じて発信する。

新たな取組として、より多くの皆さまに情報にアクセスしていただけるよう、地層処分技術に関する短編動画を制作する。

²¹ ニアフィールドとは、地下施設や人工バリア、周辺の岩盤を含む領域を指す。

²² 放射性物質環境安全処分国際協会(International Association for Environmentally Safe Disposal of Radioactive Materials)の略称。11カ国の放射性廃棄物最終処分の実施主体で構成される非営利組織。

さらに、地層処分技術に対する共通理解の促進に向けて、様々なアカデミアとの関係構築を図り、地層処分技術に関する認知向上や理解促進に取り組む。学生による地層処分技術に関する論文発表や学協会へのブース出展の働きかけ、これまでに処分関連技術に携わったことのあるアカデミアとの意見交換会を実施する。

また、大学との社会連携講座等を通じて、若手研究者に対して地層処分技術に対する理解促進を図る。

(4) 技術開発成果の品質管理に係る取組

技術開発、調査、設計、安全評価などの業務品質を体系的にマネジメントするために、IS09001 を参考にした文書体系を構築し運用している。「中期技術開発計画」に基づく技術開発の計画的な推進とその成果の品質及び信頼性の向上を図るため、当該文書類の改善を継続する。品質管理の新たな取り組みの一環として、業務の委託等によって実施する解析の品質確保を目的に、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン」²³を参考に整備したガイドラインを運用し、安全評価をはじめとする各種解析の品質確保を図る。

国内外の関連分野の研究開発動向を常に把握し、評議員会による評価・提言及び技術アドバイザー委員会、関連学会、各種説明会等における意見を踏まえて、機構の技術開発の取組について自己評価を行い、継続的に改善を図る。

(5) マネジメント基盤の強化

事業の各段階で必要となる技術を体系的に管理するため、各技術の現状及び技術開発成果の反映先を可視化した「長期技術展開図（技術開発ロードマップ）」を取りまとめる。これにより、技術の成熟度や技術開発成果の反映先を可視化し、関係者間の共通認識の醸成を図るとともに、技術体系の説明や技術開発項目の充足性の確認に活用していく。

今後のセーフティケース²⁴の更新や技術開発課題の抽出を目的に、許認可申請を行った各国における、規制機関による審査結果などを調査する。

また、モニタリング技術に関する現状と課題の整理、廃棄体受入基準²⁵策定に向けた国内外の情報収集と課題の整理にも取り組む。

²³ 「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン；JANSI-GQA-01-第3版」。

²⁴ セーフティケースとは、科学的、技術的、経営管理上の論拠や根拠に基づいて、論を尽くし、処分場が安全であることを説明したもの。

²⁵ 廃棄体受入基準とは、処分場受け入れの可否を判断するために廃棄体が満たすべき定量的または定性的な基準をいう。

なお、収集した専門的な情報を効率的に分析するため、生成A Iを導入し、活用していく。

(6) 人材の確保と育成に向けた取組

地層処分技術の活用や技術開発に必要な人材育成については、中長期的な事業の進展に応じて、必要な技術を持った職員を適切な職場に配置できるように、計画的な人材育成に取り組む。事業を適切に進めていく上で職員が身に着けるべき力量の向上に向け、ベテラン職員から若手職員へのO J Tの促進や地層処分への関連する機関と協働で実施する実践的かつ専門的な合同研修への若手職員の派遣等を通じて、地層処分に關する高度な技術を身に着ける機会を継続的に創出する。

また、共同研究先に若手職員を短期派遣するなど、現場でなければ獲得できない専門的な知識を身につける機会も創出する。

人材確保に向けては、地層処分に關連する学術分野の大学等との連携強化やインターンシップの充実により、事業の進展に応じて各段階で必要となる技術者の確実かつ計画的な採用につながる取組を継続する。

VI 組織運営

(2025 事業年度事業活動)

1. 公正かつ適切な事業運営の継続と事業活動の絶えざる改善

機構のガバナンスの基礎となる評議員会・理事会の運営を適切に行うとともに、監事の指摘事項等への対応を行った。

コンプライアンスの徹底、リスクマネジメント活動の継続、内部監査の適正な実施、情報セキュリティの強化、契約の適正性の一層の向上、業務品質マネジメントの充実、現地拠点を含む危機対応訓練の実施、部門間の連携の強化に関する取組等を着実に推進した。また、リスクマネジメントにおいては、事業を公正かつ適切に運営する上で重要となるリスクに重点を置いた合理的な取組への改善に向けて、若手・中堅職員を中心としたワーキンググループを設置して議論を進め、経営視点のリスクマネジメントシステムを導入した。加えて、個別業務の実施状況の自己点検や評議員会からの評価・提言を踏まえた業務改善を進めた。

D Xの推進については、生成A Iガイドラインを施行し、機構内での生成A I活用のルールを明確化する等、生成A I活用推進の体制を整備した。

大規模自然災害の発生等により事業活動が中断した際に再開優先度が高い業務を確実に再開・継続できるように策定した事業継続計画について、事業インパクト分析の結果を踏まえて更新した。

安全衛生活動については、安全衛生委員会の定期的開催を中心に、職員が「安全衛生メッセージ」を継続的に発信するなど、職員の安全確保と健康の維持増進に資する活動を推進した。

2. 組織体制整備に向けた検討及び新たな「中期事業目標」の策定

今後の中期的な事業展開を見据え、事業の進展に迅速かつ確実に対応し得る組織体制の整備に関する検討を進め、組織体制に反映した。一部、組織体制の変更を行った。

最終処分事業の円滑かつ着実な進展を見据え、中期的な事業フェーズで機構が達成すべき新たな「中期事業目標（方針）」の策定に向けた検討を進めた。

3. 計画的かつ継続的な人材の確保と育成

新卒採用やキャリア採用による計画的な人材確保と各種研修等による人材育成に継続して取り組んだ。

具体的には、人材確保について、外部就職セミナーや採用説明会への出展、大学の研究室への訪問、インターンシップの実施等の新卒採用活動を実施するとともに、専門的なスキルを有する人材をキャリア採用により確保した。さらに、豊富な経験を有する人材を発電用原子炉設置者や関係機関等の協力を得て確保した。

また、「部門別人材育成計画」に基づき、計画的かつ継続的な人材育成のため、機構内外における各種研修の受講の奨励や新卒プロパー職員の計画的なキャリア形成に向けたジョブローテーションを実施した。

4. 職場総合力の向上と組織一体となった事業運営の推進

機構の事業を円滑に進めていくには、職員が働きがいを感じ、多岐にわたる業務に連携して取り組む必要がある。このため、その前提となる働きやすい職場づくりに向けて、年間総労働時間の抑制や有給休暇取得率の向上に取り組んだ。また、職員がより安心して働くことができるよう、労働施策総合推進法²⁶の改正内容を踏まえ、ハラスメント防止規程を改定した。

多様な人材を配置し、それぞれの特性やスキル、経験をいかして活躍できるダイバーシティを尊重した職場の実現に向け、女性管理職の登用を図ると

²⁶ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）。

ともに、キャリア採用をはじめとした、様々な形態での人材採用を実施した。また、障がい者雇用の拡大に向けて、職場体験等の取組を経て、新規採用を行った。さらに、現地拠点を含む事務所の執務環境等の改善など、職場総合力の向上に資する取組を推進した。

よりよい組織づくりを目指し、組織の一体感や職員の働きがいを高めることを目的に、職員が本音で経営層と対話する機会として車座対話を実施した。また、さらなる組織改善に向けて、職員が組織にどの程度信頼を寄せ、主体的に貢献しようとしているかという観点の意識調査として、エンゲージメントサーベイを実施した。

(2026 事業年度の事業計画)

1. 公正かつ適切な事業運営の継続と事業活動の絶えざる改善

公正かつ適切な事業運営を継続するため、評議員会及び理事会を適切に運営し、監事の指摘事項等に的確に対応する。

コンプライアンスの徹底、各部署によるリスクマネジメント活動の継続と部門横断的な経営視点のリスクマネジメントシステムの定着、内部監査の適切な実施に取り組んでいく。また、概要調査の実施を見据えた危機管理体制及び危機管理能力の強化を検討していく。さらに、自身の言動がどのような影響を与えるのかを自身に問いかけ行動する「自問自答文化」を醸成し、役職員が社会情勢や地域のニーズを踏まえて仕事の価値と意義を常に考えながら、業務を実施していく。

事業運営の基盤となる、規程類の体系的整備の継続と国の制度改正に対応した規程類の見直し、公正かつ透明な契約手続を基盤とする契約の適正性の確保を継続していく。

情報セキュリティについては、外部監査の分析結果を踏まえ、改善及び強化につなげていく。

生成A I 導入を含むD X推進については、ガイドラインに基づいた生成A I ツール活用を推進し、好事例の水平展開を進めることで、業務効率化につなげていく。また、文書管理等の効率化に向けては、業務システムの見直しに着手する。

事業活動の絶えざる改善に向けて、P D C Aの取組を適切に展開する。具体的には、必要に応じて設定した重要業績評価指標（K P I）等に照らした個別業務の自己点検、評議員会による評価・提言の速やかな反映を通じて事業活動を改善していく。

安全衛生に関しては、引き続き、安全衛生委員会による活動を中心に職員の安全確保と健康の維持増進を図る。

2. 新たな「中期事業目標」の策定及び組織体制の整備に向けた検討

全国の複数の地域における文献調査の並行実施や寿都町、神恵内村、玄海町及び南鳥島（東京都小笠原村）での文献調査の進展等、中期的な事業展開を想定し、機構が達成すべき新たな「中期事業目標（方針）」を適切な時期に策定できるようにする。あわせて、概要調査開始を見据えた組織体制を検討していく。

3. 計画的かつ継続的な人材の確保と育成

文献調査の進展、対話・広報活動の充実、技術開発の推進、組織運営の高度化などを想定し、「部門別人材育成計画」に基づき、必要となる人材の計画的な確保と育成を進める。

人材の確保については、新卒者の安定的な採用のため、採用説明会の開催、外部就職セミナーへの出展、インターンシップを通じた学生への機構の事業内容や魅力の発信に加え、就職活動中の学生に対する若手職員との面談、技術系職員による大学研究室訪問等、多様な採用活動を展開する。あわせて、専門的なスキルや豊富な経験を有する人材の確保のため、キャリア採用を継続する。その上で、更なる人材確保が必要な場合には、発電用原子炉設置者や関係機関等と連携して対応する。また、事業の進展に備えて、個別地域での対応に従事する要員として、プロパー職員を登用していく。

人材の育成については、ジョブローテーションを通じた職員に対する幅広い業務経験の付与、機構内外での各種研修等の実施を積極的に進めていく。

4. 職場総合力の向上と組織一体となった事業運営の推進

機構の使命達成や課題解決に向けて、職場総合力の更なる向上が必要であることを踏まえ、多様な人材のスキルや経験の活用を進める。その中で、女性活躍の推進や障がい者雇用の促進等を通じたダイバーシティを尊重した職場環境の実現、働き方改革を通じた労務管理的確な実施に取り組む。また、組織一丸となって事業活動を推進していくため、部門間の連携強化と一体感醸成に資する取組の充実、現地拠点を含む事務所の執務環境及び生活環境の整備等を実施する。さらに、車座対話で集まった職員の意見やエンゲージメントサーベイを通じて得られた職員の組織への信頼感、貢献意欲等に関する調査結果を踏まえて、さらなる組織改善へつなげていく。

5. 効率的な業務運営と経費の削減

事業の推進に当たっては、機構の活動原資が電気料金であることを自覚し、公正で透明性の高い業務運営に取り組み、予算執行を適切に管理することにより計画的かつ効率的に業務を実施するとともに、常にコスト意識を高く持ち適切な経費削減に努める。

6. 適切な情報公開

情報公開規程に則り、適切に対応することにより、事業の透明性を確保し、機構への信頼性を高めていく。

Ⅶ 拠出金の徴収

最終処分法第 11 条及び第 11 条の 2 の規定により、発電用原子炉設置者等から拠出金を徴収する。

以 上

算 予

2026（令和 8）事業年度 予算（変更）

予 算 総 則

（収入支出予算）

第 1 条 原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）の 2026（令和 8）事業年度収入支出予算は、別紙「収入支出予算（変更）」に掲げるとおりとする。

（債務を負担する行為）

第 2 条 機構が、「原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令」（平成 12 年通商産業省令第 153 号。以下「省令」という。）第 7 条の規定により 2026（令和 8）事業年度において債務を負担する行為ができる事項ごとの限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びこれを必要とする理由は、次のとおりとする。

第一種最終処分業務勘定

（事項）技術開発に必要な経費

機構は、地層処分事業の技術開発について、円滑かつ計画的に遂行するため、2026（令和 8）事業年度及び 2027（令和 9）事業年度の 2 か年において負担となる契約を 535 百万円を限度として、2026（令和 8）事業年度から 2028（令和 10）事業年度の 3 か年において負担となる契約を 82 百万円を限度として、2026（令和 8）事業年度から 2029（令和 11）事業年度の 4 か年において負担となる契約を 129 百万円を限度として、2026（令和 8）事業年度において結ぶことができる。

（事項）概要調査地区の選定に係る調査に必要な経費

機構は、地層処分事業の概要調査地区選定調査について、円滑かつ計画的に遂行するため、2026（令和 8）事業年度及び 2027（令和 9）事業年度の 2 か年において負担となる契約を 111 百万円を限度として、2026（令和 8）事業年度において結ぶことができる。

（事項）広報活動に必要な経費

機構は、地層処分に関する広報活動について、円滑かつ計画的に遂行するため、2026（令和 8）事業年度から 2030（令和 12）事業年度の 5 か年において負担となる契約を 205 百万円を限度として、2026（令和 8）事業年度において結ぶことができる。

第二種最終処分業務勘定

(事項) 技術開発に必要な経費

機構は、地層処分事業の技術開発について、円滑かつ計画的に遂行するため、2026（令和 8）事業年度及び 2027（令和 9）事業年度の 2 か年において負担となる契約を 144 百万円を限度として、2026（令和 8）事業年度から 2028（令和 10）事業年度の 3 か年において負担となる契約を 22 百万円を限度として、2026（令和 8）事業年度から 2029（令和 11）事業年度の 4 か年において負担となる契約を 35 百万円を限度として、2026（令和 8）事業年度において結ぶことができる。

(事項) 概要調査地区の選定に係る調査に必要な経費

機構は、地層処分事業の概要調査地区選定調査について、円滑かつ計画的に遂行するため、2026（令和 8）事業年度及び 2027（令和 9）事業年度の 2 か年において負担となる契約を 30 百万円を限度として、2026（令和 8）事業年度において結ぶことができる。

(事項) 広報活動に必要な経費

機構は、地層処分に関する広報活動について、円滑かつ計画的に遂行するため、2026（令和 8）事業年度から 2030（令和 12）事業年度の 5 か年において負担となる契約を 56 百万円を限度として、2026（令和 8）事業年度において結ぶことができる。

(流用等の制限)

第 3 条 次に掲げる経費は、省令第 8 条第 2 項に規定する予算総則で指定する経費とし、機構は、第一種最終処分業務勘定内又は第二種最終処分業務勘定内において、当該経費の金額と他の経費との間に相互に流用する場合又は当該経費の金額に予備費を使用する場合は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該勘定内における事業管理費の役職員給与と一般管理費の役職員給与との間の流用は除く。

第一種最終処分業務勘定

(項) 事業管理費

(目) 役職員給与

(項) 一般管理費

(目) 役職員給与

第二種最終処分業務勘定

(項) 事業管理費

(目) 役職員給与

(項) 一般管理費

(目) 役職員給与

(繰越しの制限)

第4条 次に掲げる経費は、省令第9条第1項ただし書に規定する予算総則で指定する経費とし、機構は、その経費の金額を翌事業年度に繰り越して使用する場合は、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない。

第一種最終処分業務勘定

(項) 事業管理費

(目) 役職員給与

(項) 一般管理費

(目) 役職員給与

第二種最終処分業務勘定

(項) 事業管理費

(目) 役職員給与

(項) 一般管理費

(目) 役職員給与

(長期借入金及び短期借入金の借入限度額)

第5条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第67条の規定により、機構が2026(令和8)事業年度において借り入れることができる長期借入金及び短期借入金の借入限度額は、借入れを予定していないため設定していない。

(収入支出予算の弾力条項)

第6条 機構は、受託収入などの増加により受け入れる収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

2 機構は、業務の増加などにより支出金額が予算額を超えるときは、すみやかに予算変更の手続きを行う。

(給与等の制限)

第7条 機構は、支出予算の範囲内であっても役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

2026(令和8)事業年度 収入支出予算(変更)

(単位:百万円)

支 出				収 入			
科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定	科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定
積立金預け金	90,734	81,885	8,848	拠出金収入	90,734	81,885	8,848
技術開発費	2,784	2,202	582	積立金取戻	11,639	9,181	2,457
概要調査地区選定調査費	207	163	43	その他収入	—	—	—
広報活動費	3,102	2,445	657	利息収入	—	—	—
事業管理費	3,335	2,629	706	雑収入	—	—	—
役職員給与	1,696	1,337	359				
管理諸費	1,639	1,291	347				
一般管理費	1,870	1,474	396				
役職員給与	1,092	861	231				
管理諸費	778	613	164				
予備費	339	267	71				
合 計	102,374	91,067	11,306	合 計	102,374	91,067	11,306

(注1) 収入予算については、「発電用原子炉の運転計画」等をもとに算出している。

(注2) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注3) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

資 金 計 画

2026(令和 8)事業年度 資金計画(変更)

(単位：百万円)

支 出				収 入			
科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定	科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定
前年度の再積立金	19	15	4	前年度よりの繰越金	3,735	2,952	782
積立金預け金	90,734	81,885	8,848	拠出金収入	90,734	81,885	8,848
技術開発費	3,083	2,439	644	積立金取戻	11,639	9,181	2,457
概要調査地区選定調査費	207	163	43	その他収入	—	—	—
広報活動費	2,366	1,865	501	利息収入	—	—	—
事業管理費	3,408	2,686	722	雑収入	—	—	—
役職員給与	1,636	1,289	346				
管理諸費	1,772	1,396	375				
一般管理費	1,846	1,455	391				
役職員給与	1,064	839	225				
管理諸費	782	616	165				
予備費	339	267	71				
翌年度への繰越金	4,103	3,242	861				
合 計	106,109	94,020	12,088	合 計	106,109	94,020	12,088

(注1) 収入資金計画については、「発電用原子炉の運転計画」等をもとに算出している。

(注2) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注3) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

予 算 添 付 書 類
(貸 借 対 照 表)
(損 益 計 算 書)

2026(令和 8)事業年度 予定貸借対照表(変更)
(2027年3月31日)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 及 び 純 資 産 の 部			
科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定	科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定
流動資産	4,103	3,242	861	流動負債	4,106	3,244	862
現金及び預金	4,103	3,242	861	未払費用	4,081	3,224	856
前払費用	0	0	0	預り金	21	16	4
				短期リース債務	2	2	0
				その他の流動負債	0	0	0
固定資産	1,526,533	1,422,513	104,019	固定負債	1,526,530	1,422,511	104,019
事業用固定資産	139	110	29	退職給付引当金	685	540	145
有形固定資産	30	24	6	積立金預け金見返	1,525,477	1,421,681	103,796
建物	1	1	0	資産見返拠出金	367	289	77
建物附属設備	12	9	2	リース債務	-	-	-
工具器具備品	16	13	3	(負債合計)	1,530,636	1,425,755	104,881
無形固定資産	109	85	23				
ソフトウェア	109	85	23				
一般管理用固定資産	51	40	10				
有形固定資産	32	25	6				
建物附属設備	2	2	0				
車両運搬具	0	0	0				
工具器具備品	27	21	5				
リース資産	2	1	0				
無形固定資産	18	14	3				
電話加入権	0	0	0				
ソフトウェア	17	13	3				
その他の無形固定資産	0	0	0				
投資その他の資産	1,526,341	1,422,362	103,979	(純資産合計)	-	-	-
積立金預け金	1,526,162	1,422,221	103,941				
長期投資	154	121	32				
長期前払費用	24	19	5				
合 計	1,530,636	1,425,755	104,881	合 計	1,530,636	1,425,755	104,881

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。
(注2) < - > の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、< 0 > の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2026(令和 8)事業年度 予定損益計算書(変更)
(自 2026年4月1日 至 2027年3月31日)

(単位：百万円)

費 用 の 部				収 益 の 部			
科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定	科 目	合 計	第一種最終処分 業務勘定	第二種最終処分 業務勘定
経常費用	11,874	9,366	2,507	経常収益	11,874	9,366	2,507
技術開発費	2,784	2,202	582	拠出金見返戻入	11,874	9,366	2,507
概要調査地区選定調査費	207	163	43	資産見返拠出金戻入	-	-	-
広報活動費	3,102	2,445	657	その他収益	-	-	-
事業管理費	3,335	2,629	706	受取利息	-	-	-
一般管理費	2,209	1,741	468	雑収益	-	-	-
退職給付引当金繰入	234	185	49				
事業用減価償却費	-	-	-				
一般管理用減価償却費	-	-	-				
その他費用	-	-	-				
合 計	11,874	9,366	2,507	合 計	11,874	9,366	2,507

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。
(注2) < - > の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、< 0 > の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。